

設 計 書

胎内市立中条小学校警備業務委託

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
胎内市立中条小学校警備業務委託	(別紙仕様書による)	60	月			
				計		
				消費税		10%
				合計		

胎内市立中条小学校警備業務委託 仕様書

契約期間

令和7年7月1日～令和12年6月30日(予定)

(長期継続契約)

胎内市 大川町 地内

胎内市

警備業務委託仕様書

1. 委託業務名 胎内市立中条小学校警備業務委託

2. 委託業務期間 令和7年7月1日～令和12年6月30日(予定)(長期継続契約)

本案件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合には、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。その場合において、委託者は、事象が発生したら速やかに受託者に通知しなければならない。

3. 警備目的

警備対象物件における火災、盗難等を防止するとともに、同建物の円滑な運営に寄与することを目的とする。

4. 警備方法

機械警備システム

(異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動)

5. 警備任務

- ①不審者、不法行為者の早期発見と処置
- ②警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
- ③火災の早期発見
- ④盗難の早期発見と阻止
- ⑤警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
- ⑥機械警備システム用に、備対象物件に設置された異常感知装置及び自動通報装置(以下「警備用装置類」という。)の点検操作
- ⑦その他不足事態の防止と抑止
- ⑧その他警備業務委託者側の要望事項

6. 警備実施要領

- ①警備用装置類は、発生した異常事態を受託者の監視センター(以下「監視センター」という。)に自動的に通報する機能を有するものとする。
- ②発生した異常事態が侵入・盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細についての確かつ迅速に監視センターに通報する。
- ③監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知した時は、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- ④監視センターでは、上記②の警備機器類の機能に基づき、警備対象物件の異常事態の内容を的確に捉え、必要に応じ不審者、不法行為者に音声による警告を行い、警備目的を達成する。
- ⑤監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めるときは、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署に通告すること。
- ⑥受託者の巡回警備員は、受託者の監視センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき、警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。

- ⑦警備対象物件に到着した受託者の巡回警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、受託者の監視センターにその状況を報告すること。
- ⑧委託者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出者は、警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを「ON(警戒)」の状態にして退出する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。
- ⑨委託者の最早出勤者は、警備対象物件に入館時、警備システムを「OFF(警戒解除)」の状態にして入館する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。

7. 警 備 仕 様

- ①監視範囲並びに金庫用感知器及び操作盤の配置は別表-1及び別図のとおりとする。
- ②使用する警備用通信回線は、光回線も接続可能機器とし、携帯電話網を利用した無線通信回線又はインターネット回線を使用すること。また、停電時に最低 30 分は、携帯電話網を利用した無線通信回線又はインターネット回線にて通信を行ない、通信料金の請求が無い事とする。
- ③胎内市所有の電話回線を、警備信号送出用のバックアップ回線に使用する場合は、電話の切断時も異常信号が確認できるものとする。バックアップ回線の年間使用料金は、年間600円(税抜)以下とする。ただし、バックアップ回線に携帯電話網を利用した無線通信回線を使用する場合は、この限りでない。
- ④委託者による機械警備システムの操作運用(機械警備のON(警戒)及びOFF(警戒解除))においては、容易な複製が不可能である専用のICスティック又は、ICカードを利用するものとする。基本として20:00~7:00の間とする。
- ⑤自動通報装置(本体)は、停電時においても30分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。
- ⑥主たる異常感知装置(警備信号を発信する本体機器)においては、各センサー(火災受信盤との接続含む)の配線の切断・短絡を、監視センターにて24時間監視できる機能を有するものとする。
- ⑦異常感知装置は、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、正常な監視を妨げる行為(侵入・機器間の断線・短絡)がなされた事を知覚する機能を有すること。また、それが正常な機械警備委託業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。
- ⑧自動通報装置について、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中、又は、外部からの通話を受信している状態にあっても、警報信号を監視センターに送出することができる機能を有するものとする。
- ⑨盗難に関する異常が発生した場合、それを阻止するための的確かつ迅速な措置を講じるために、警備機器類は、異常発生時箇所の識別及び異常発生原因等の状況を、監視センターへ通報できるものとする。
- ⑩校舎の一部貸し出しに伴い、警備エリアを3箇所に分け、セット・解除ができるように計画すること。また、どちらともセット忘れ等個別に確認出来る計画とし、夜間等時間外における途中入場時も確認できること。
- ⑪夜間における途中入場についても監視し、入場者の確認が取れない場合、警備員の派遣及び緊急時連絡先への連絡を行うこと。
- ⑫計画図面を提出すること。又、機器本体・主たる回線通報装置の姿図及び仕様書を、学校教育課へ提出すること。

8. 報 告

受託者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに委託者に報告書を提出すること。

9. 鍵 の 預 託

警備上必要な鍵、IC スティック又は IC カード等は、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預かり受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

10. 損 害 賠 償

業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は下記の金額を限度として賠償の責任を負う。

「対人賠償、対物賠償各あわせて1事故 10 億円とする。」

11. そ の 他

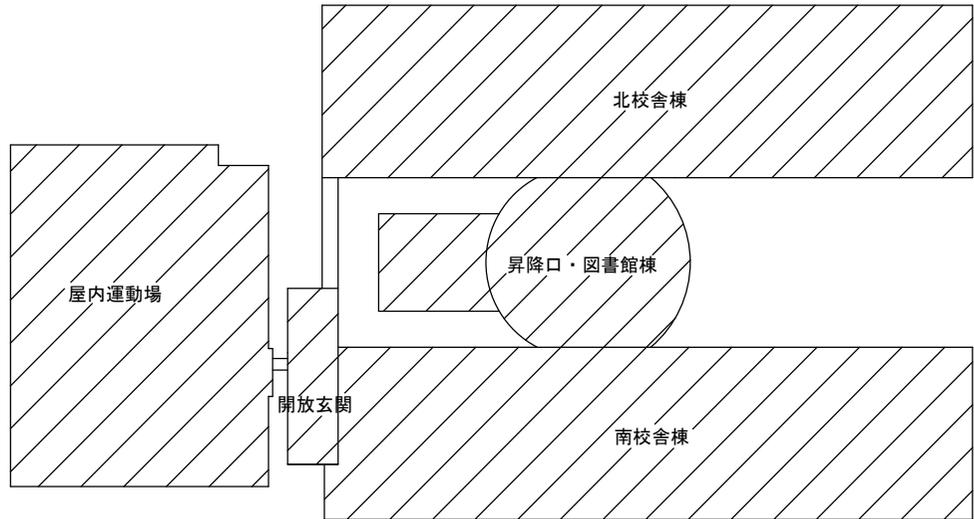
- ①長期継続契約満了時の警備機器撤去費を、警備委託料内に含むこと。
- ②25 分以内に到着出来る待機所を設け、教育を受けた正社員を派遣すること。
- ③入札の参加にあたり、必要に応じて現地調査を実施すること。なお、この場合における経費は入札参加者において負担すること。
- ④契約締結後に、監視範囲の変更が必要となった場合は、これに要する費用は受注者負担とするが、委託料については改定しないものとする。
- ⑤警備実施上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じた時は、その都度、委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。

別表-1

区分	階	場 所
監視範囲	1階	北校舎廊下
		給食準備室
		校歴室
		職員用玄関
		印刷作業室
		保健室
		放送室
		職員室
		ことばの教室
		サポートルーム
		図書館
		児童用玄関
		開放玄関
		南校舎廊下
		事務休憩室
		楽器室
		図工準備室
		図工室
		理科準備室
		理科室
		家庭科準備室
		家庭科室
		音楽準備室
	音楽室	
	昇降口	
		2階
		南校舎廊下
金庫	1階	校長室（2台）
非接触型リーダー	1階	職員用風除室付近
		開放玄関風除室付近
		昇降口渡り廊下付近
総合操作盤	1階	職員室
操作盤	1階	職員用風除室付近
		開放玄関風除室付近
		昇降口渡り廊下付近

巾=5.5m

巾=5.5m



開放玄関

運動場用地

門

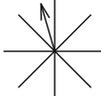
門

水路

市道

水路

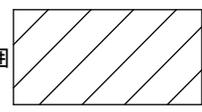
方位



(北に矢印を付す)

配置図

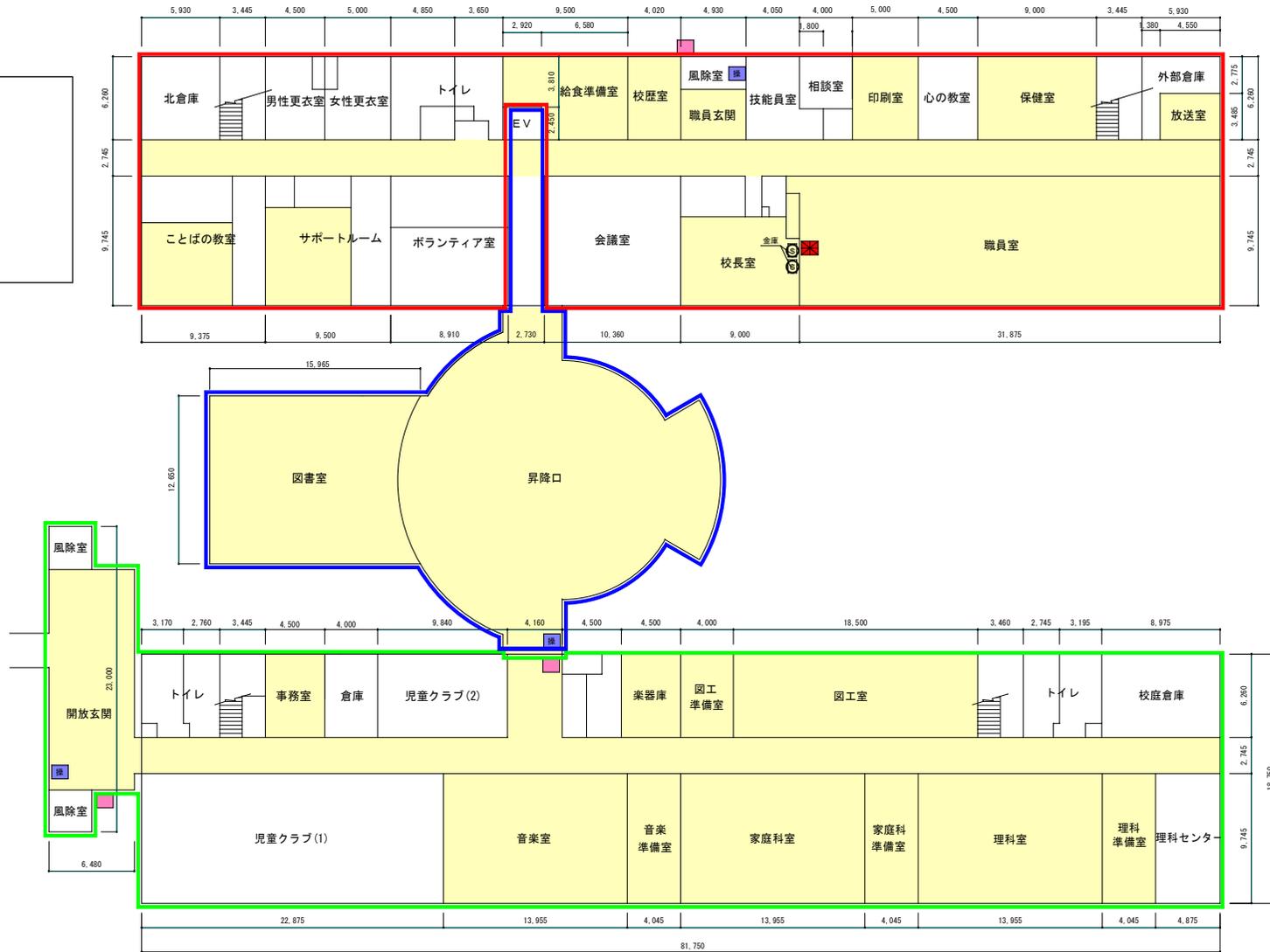
警備範囲



胎内市立中条小学校 警備計画図

凡例

- 監視範囲
- 総合操作盤
- 非接触型リーダー
- 操作盤
- 金庫センサー

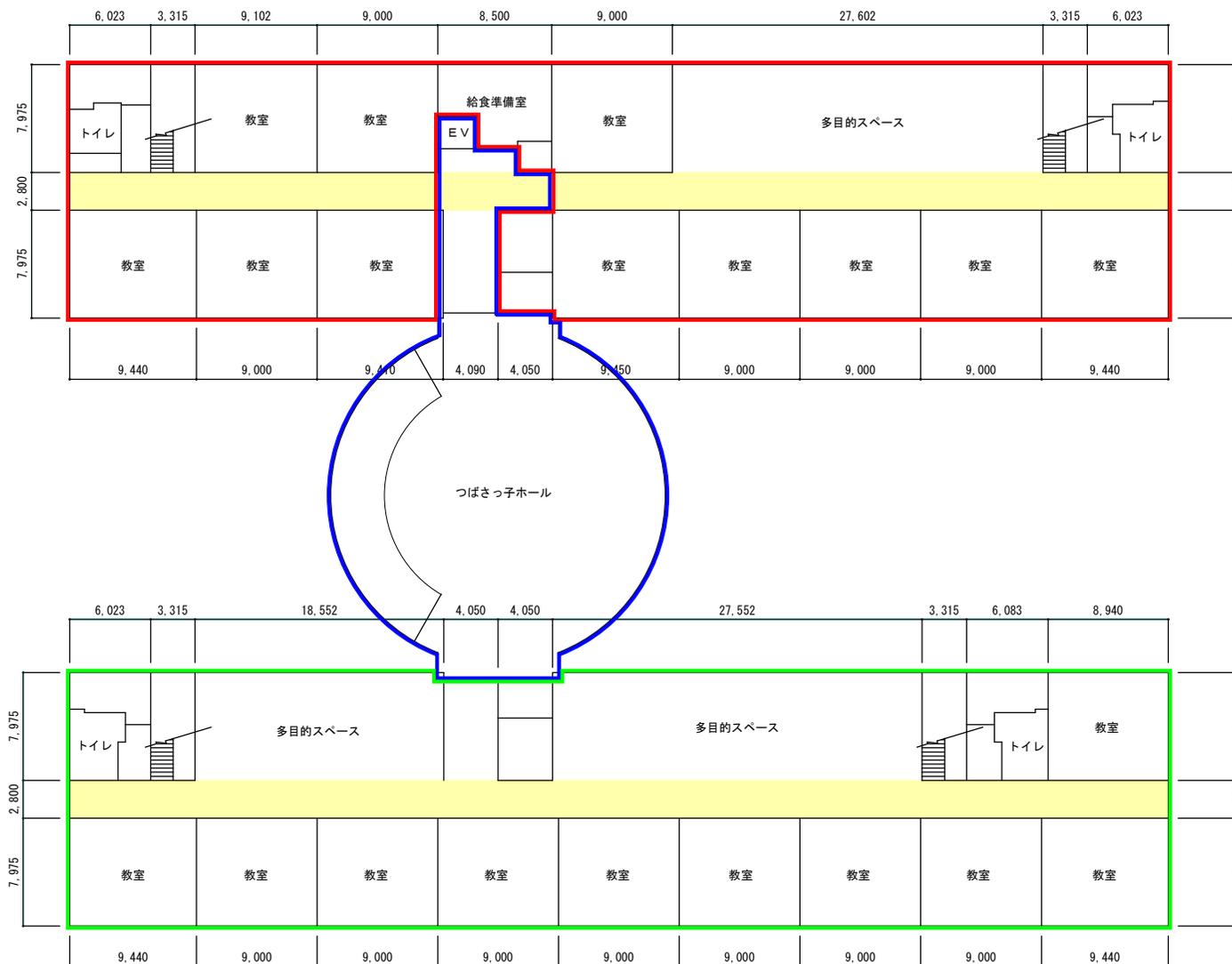


1 階 平 面 図

胎内市立中条小学校 警備計画図

凡例

- 監視範囲
- 総合操作盤
- 非接触型リーダー
- 操作盤
- 金庫センサー



2 階 平 面 図